

十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市の地域産業の総合的な振興を図るため、十日町市内に本社、主たる事業所若しくは工場を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するもの）、市内に住所を有する農林漁業者若しくは農林漁業団体又は市長が適当と認める団体若しくは個人（以下、中小企業等）が行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(令3告示60・令5告示44・令7告示32・一部改正)

(交付基準)

第2条 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。ただし、別表に掲げる事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等
- (2) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者が営業している店舗等

(令7告示120・一部改正)

(交付条件)

第3条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第9条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を市に返還させることができる。
- (6) 事業を完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、事業の成果に関する報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (7) 納付期限の到来した市税を完納していること。

(令6告示32・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、他の公的な補助金等の交付がある場合は、当該金額を除いた経費を対象とする。

2 前項の補助金の額は、消費税及び地方消費税を除外して算出するものとする。

(令3告示60・令5告示44・令6告示27・令6告示32・一部改正)

(交付申請書)

第5条 規則第3条の規定による申請書は、様式第1号のとおりとし、申請者は、別表に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(令4告示54・一部改正)

(交付の決定及び通知)

第6条 規則第4条の規定による交付決定通知書は、様式第2号のとおりとし、市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請を行った者に対し、様式第2号によりその旨を通知するものとする。

(令4告示54・一部改正)

(変更等の承認申請)

第7条 申請者は、第3条第1号又は第2号若しくは第3号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第3号による事業変更承認申請書又は様式第5号による事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(令4告示54・一部改正)

(変更等の承認)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、書類を審査し、相当と認めたときは、事業変更承認通知書（様式第4号）又は事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（令4告示54・一部改正）

(軽微な変更の範囲)

第9条 第3条第1号に規定する軽微な変更は、20パーセント以内の事業費の増減とする。

（令7告示32・一部改正）

(交付決定の取消し等)

第10条 申請者がこの告示の規定に違反したとき、又は提出書類に虚偽の記載をしたときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（令4告示54・一部改正）

(実績報告及び補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による実績報告書は、様式第7号のとおりとし、申請者は、事業が完了したときは、速やかに市長に提出しなければならない。同時に同様式により補助金の請求をすることとする。

（令4告示54・一部改正）

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金返還命令書（様式第8号）により補助金の交付決定を取り消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、災害等による場合で、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（令3告示60・一部改正）

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第60号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（十日町市人材確保支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 十日町市人材確保支援事業補助金交付要綱（平成27年十日町市告示第509号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月31日告示第54号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日告示第44号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日告示第27号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日告示第32号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月2日告示第120号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の十日町市地域産業総合振興支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年9月12日告示第179号）

この告示は、令和7年9月12日から施行する。

附 則（令和8年3月26日告示第49号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

（令5告示44・全改、令7告示32・令7告示120・令7告示179・令和8告示49・一部改正）

事業種目	事業目的	事業主体	事業内容	申請期日	補助率等	採択基準等
1 中小企業	市内の中 小企業の	中小企業 等	(1)各種研 修機関に	(1)研修受 講前	(1)研修受 講料の2	(1)同一の 受講者が

<p>人材育成 支援事業</p>	<p>人材育成 を推進し、 能力開発 及び技術 力の向上 を図る。</p>		<p>おける研 修の受講 料補助。た だし、免許 や資格の 維持に係 る講習及 び研修費 用は除く。</p>		<p>分の1（上 限5千円 ／人）</p>	<p>同一の研 修を受講 する場合 の申請は 1回限り。</p>
<p>2 販路拡大 支援事業</p>	<p>市内事業 者の自社 製品・技術 等の販路 拡大を図 る。</p>	<p>中小企業 等</p>	<p>自社又は 他社が開 催する展 示会、見本 市、品評会 等の出展 料補助</p>	<p>事業実施 前</p>	<p>(2) 職業訓 練授業料 の2分の 1（上限5 千円／人）</p>	<p>(2) 補助金 申請年度 内に訓練 が終了す ること。</p>
					<p>出展料、出 展時用品 レンタル 料、展示装 飾費、会場 借上料、車 両借上料 （レンタ カーに限 る。）、運</p>	<p>同一年度 内におけ る同一の 事業主体 の申請は 1回限り。 出展する 会場が海 外の場合 は、上限</p>

					送料及び 広告宣伝 費（海外出 展の場合、 上記の他、 渡航費、通 訳雇用費） の2分の 1（上限50 千円）	100千円。
3 人材確保 支援事業	市内企業 の人材確 保を推進 するとと もに当市 への就労 活動の促 進を図る。	中小企業 等	合同就職 説明会へ の出展に 係る出展 料及び出 展時用品 レンタル 料補助、企 業PR動画 の作成委 託料補助、 採用コン サルティ ング委託 料補助、 就職ポー タルサイ トの利用 料補助	事業実施 前	出展料及 び出展時 用品レン タル料、PR 動画作成 委託料、採 用コンサ ルティン グ委託料、 就職ポー タルサイ ト利用料 の2分の 1（上限 200千円）	同一年度 内におけ る同一の 事業主体 の申請は 1回限り。 ただし、本 事業によ る補助金 の交付を 受けたこ とがある 場合は、補 助率4分 の1（上限 100千円）

4 地場産品 開発販売 支援事業	市内事業者 の新たな地 場産品の開 発を促進す るととも に、発信力 強化により 売上げの向 上を図る。	中小企業等	(1) 地場産 品の開発に 係る費用の 一部を補助	事業実施前	(1) 当該商 品に係る消 耗品、原材 料の購入 費、製造設 備機械、加 工機械、冷 凍設備等の 導入費用、 コンサルタ ント会社等 への委託費 用の4分の 3(上限300 千円)	(1) 本事業 による補助 金の交付を 受けたこと がある場合 は、補助率 2分の1 (上限150 千円)
			(2) 地場産 品の発信力 強化に必要 な経費の一 部を補助	事業実施前	(2) 地場産 品の画像及 び動画作 成、紹介の ためのチラ シ作成、パ ッケージの 作成、ECサ イト等掲 載、SNSを活 用した情報 発信に係る 経費の4分 の3(上限	(2) 本事業 による補助 金の交付を 受けたこと がある場合 は、補助率 2分の1 (上限150 千円)

					300千円)	
5 外国人材 受入支援 事業	外国人材と は次に掲げ る要件のい ずれかに該 当する者を 言い、その 受入れを支 援すること により、労 働力不足の 解消を図 る。 ①外国人の 技能実習の 適正な実施 及び技能実 習生の保護 に関する法 律施行規則 別表第1及 び別表第2 に掲げる職 種に従事す る者	中小企業等	①企業が監 理団体又は 登録支援機 関へ支払う 初期費用や 毎月発生す る監理費を 補助。 ②企業が負 担する対象 従業員の家 賃を補助。	雇用契約後 1年以内。 ただし、市 長が特別の 理由がある と認めると きは、この 限りでな い。	企業が監理 団体又は登 録支援機関 へ支払う初 期費用や毎 月発生する 監理費及び 企業が負担 する対象従 業員の家賃 の3分の2 (上限200 千円)。	①、②とも に新たに受 け入れた外 国人材を対 象とする。 1年以内に 離職した場 合は補助金 の返還を求 める。 対象従業員 1人あたり 20万円を上 限とする。 1企業あた り3人を上 限とし、1 人につき1 回の申請に 限る。

	②出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令で規定する分野に従事する者					
6 人材受入 施設整備 支援事業	市内企業の 人材確保を 推進すると ともに当市 への就労促 進を図る。	中小企業等	従業員寮等 の整備又は 取得に要す る経費の一 部を補助。	事業実施 前。ただし、 市長が特別 の理由があ ると認める ときは、こ の限りでな い。	補助対象事 業に係る工 事請負金額 又は建物の 取得に要す る経費の2 分の1。 (上限 2,000千円)	同一年度内 における同 一の交付対 象者の申請 は1回限 り。

中小企業人材育成支援事業 事業計画書

申請区分		1 研修の受講
申請者	業 種	
	事業所の規模	従業員 人 資本金 円
受講者	氏 名	
	生 年 月 日	
	受講回数確認	<input type="checkbox"/> 受講者は以下の研修を初めて受講します。
受講する研修の概要	研 修 機 関	所在地 名 称
	研 修 テ ー マ	
	研 修 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	受 講 料	円
交付申請額 ※上限5千円		受講料 円×1/2 = 交付申請額 ,000 円 (1,000 円未満切り捨て)

添付書類

- 1) 別紙1 (本紙) ※研修の受講人数分作成
- 2) 研修内容及び受講料を記載した要綱等の写し
- 3) 直近の納税証明書

中小企業人材育成支援事業 事業計画書

申請区分		2 職業訓練の受講
申請者	業 種	
	事業所の規模	従業員 人 資本金 円
受講者	氏 名	
	生 年 月 日	
転入年月日		年 月 日
勤務開始年月日		年 月 日
受講する職業訓練の概要	職業訓練機関	所在地 名 称
	訓練テーマ	
	訓練機関	年 月 日～ 年 月 日
	授業料	円
交付申請額 ※上限5千円		授業料 円×1/2= 交付申請額 ,000 円(1,000 円未満切り捨て)

添付書類

- 1) 別紙1の2(本紙)※職業訓練受講人数分を作成
- 2) 住民票の写し
- 3) 戸籍附票謄本の写し
- 4) 訓練内容及び授業料を記載した要綱等の写し
- 5) 直近の納税証明書

展示会等の名称	
実施時期	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
実施内容	実施体制や具体的な内容（売上目標及び集客目標含む）
補助対象経費額	①出展料 _____ 円 ②出展時用品レンタル料 _____ 円 ③展示装飾費 _____ 円 ④会場借上料 _____ 円 ⑤車両借上料（レンタカーに限る。） _____ 円 ※⑧及び⑨は海外出展の場合記入 ⑥運送料 _____ 円 ⑦広告宣伝費 _____ 円 ⑧渡航費 _____ 円 ⑨通訳雇用費 _____ 円 補助対象経費合計 _____ 円
交付申請額 ※上限5万円 ※出展する会場が海外の場合は、上限10万円	対象経費 _____ 円 $\times 1/2 =$ 交付申請額 _____ ,000 円（1,000円未満切り捨て）

別紙 4

地場産品開発販売支援事業 事業計画書

業種	
主要製品・事業等	
事業の概要 (具体的な内容、特徴、ターゲット、方法、目標など)	
実施時期	年 月 日～ 年 月 日
補助対象経費額	<p>【開発】</p> <p>①消耗品・原材料費 _____ 円</p> <p>②設備導入費(製造設備機械・加工機械・冷凍設備等) _____ 円</p> <p>③委託費(コンサルタント会社等への委託費用) _____ 円</p> <p>④その他 _____ 円</p> <p>小計 _____ 円</p> <p>【発信力強化】</p> <p>①商品画像データ等作成費 _____ 円</p> <p>②チラシ作成等に係る経費 _____ 円</p> <p>③ECサイト等掲載に係る経費 _____ 円</p> <p>小計 _____ 円</p> <p>【補助対象経費合計】 _____ 円</p>
交付申請額 ※1,000未満切捨て	<p>対象経費 _____ 円×3/4= _____ 円(上限30万円)</p> <p>※本事業による補助金の交付を受けたことがある場合</p> <p>対象経費 _____ 円×1/2= _____ 円(上限15万円)</p>

添付書類

- 1)別紙 4 (本紙)
- 2)事業の概要が分かるもの(イメージ図、サンプル画像など)
- 3)補助対象経費算出根拠資料(見積書等)
- 4)直近の納税証明書
- 5)その他必要と認められる書類

別紙5

外国人材受入支援事業 事業計画書

勤務場所	
採用者氏名	
外国人材の受入にあたり期待される効果	
対象経費	<p>①監理団体等へ支払う初期費用 _____ 円</p> <p>②監理団体等へ支払う毎月の監理費 【1カ月あたりの監理費等×月数】 _____ 円</p> <p>③企業が負担する外国人材居住用賃貸物件の家賃 【(1カ月あたりの家賃総額－実習生負担総額)÷居住人数×月数】 _____ 円</p>
交付申請額 ^{※1}	<p>対象経費合計 _____ 円 × 2 / 3 =</p> <p>交付申請額 _____ ,000 円 (1,000 円未満切り捨て)</p>

※1. 補助上限は1人あたり200,000円。

対象人数の上限は1企業3人までかつ、1人につき1回の申請に限る。

添付書類

- 1) 別紙5(本紙)※対象人数分作成
- 2) 監理団体又は登録支援機関との契約書の写し
- 3) 雇用契約書等の雇用を証明する書類
- 4) 補助対象経費算出根拠資料(初期費用及び監理費積算資料、対象従業員が居住する賃貸物件の賃貸借契約書の写し等)
- 5) 直近の納税証明書

別紙6

人材受入施設整備支援事業 事業計画書

建築物の所在地	
予定工事期間 (または取得予定日)	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日)
事業概要	
期待される効果	
整備又は取得後 に見込まれる 入居者数	人
交付申請額	対象経費 _____ 円 × 1 / 2 = 交付申請額 _____ 円 (1,000 円未満切り捨て) ※上限 200 万円

添付書類

- 1) 別紙6 (本紙)
- 2) 見積書
- 3) 取得する物件の図面等
- 4) 直近の納税証明書

様式第2号（第6条関係）

十産政第 号
令和 年 月 日

様

十日町市長 関口 芳史

十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の補助金につきましては、下記のとおり交付の決定をいたしましたので、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき通知いたします。

- 1 補助金の交付対象となる事業種目、補助対象事業、補助対象期間及び補助金額等は、次のとおりとする。

- (1) 事業種目
- (2) 補助対象事業
- (3) 補助対象期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- (4) 補助金交付決定額 金 円

- 2 補助金交付の条件は、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

年 月 日

十日町市長 様

住 所：
事業所名：
代表者名：
連絡先：
担当者名：

十日町市地域産業総合振興支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業を下記のとおり変更したいので、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 事業種目	
2 補助対象事業	
3 変更の理由	
4 変更の内容（変更する内容を下の表に対比できるように記載すること。別紙の添付可）	
変更前	変更後

【添付書類】

- ・十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付決定通知書
- ・申請時に添付した書類で、変更がある場合は、変更後のものを提出すること。

様式第4号（第8条関係）

十 産 政 第 号
令和 年 月 日

様

十日町市長 関口 芳史

十日町市地域産業総合振興支援事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更承認の申請のあった標記の補助金について、下記のとおり変更承認することに決定したので、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱第8条に基づき通知します。

- 1 変更後の補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 _____ 円

- 2 補助金の交付対象となる内容は、変更承認申請書の記載のとおりとする。

- 3 補助金交付の条件は、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住 所：

事業所名：

代表者名：

連絡先：

担当者名：

十日町市地域産業総合振興支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 事業種目	
2 補助対象事業	
3 中止の理由 (廃止の理由)	
4 中止の期間 (廃止の時期)	
5 その他 (必要な記載事項)	

【添付書類】 十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付決定通知書

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市地域産業総合振興支援事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）承認の申請があった標記の事業について、申請のとおり承認することに決定したので、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱第8条に基づき通知します。

年 月 日

十日町市長 様

住 所：
事業所名：
代表者名：
連絡先：
担当者名：

十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金実績報告書兼補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業が完了したので、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類等を添えて提出します。

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 報告事業

報告事業 (丸を付ける)	事業種目	添付書類
	中小企業人材育成支援事業 1 研修受講 研修テーマ： _____ 研修受講人数： _____ 人	別紙7の1参照
	2 職業訓練受講 訓練テーマ： _____ 訓練受講人数： _____ 人	別紙7の2参照
	販路拡大支援事業 展示会等の名称： _____	別紙8参照
	人材確保支援事業 事業の名称： _____	別紙9参照
	地場産品開発販売支援事業	別紙10参照
	外国人材受入支援事業	別紙11参照
	人材受入施設整備支援事業	別紙12参照

3 振込先

金融機関名					支店名				
口座番号	普・当								
フリガナ	-----								
口座名義人									

別紙 7 の 1

中小企業人材育成支援事業 実績報告書

申請区分		1 研修の受講	
申請者	業 種		
	事業所の規模	従業員	人 資本金 円
受講者	氏 名		
	生 年 月 日		
受講した研修の概要	研 修 機 関	所在地 名 称	
	研 修 テ ー マ		
	研 修 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
	受 講 料	円	

添付書類

- 1) 別紙 7 の 1 (本紙) ※研修の受講人数分作成
- 2) 研修の終了を証する書類の写し (研修機関が発行したもの)
- 3) 研修受講料の支払が確認できるものの写し

別紙 7 の 2

中小企業人材育成支援事業 実績報告書

申請区分		2 職業訓練の受講
申請者	業 種	
	事業所の規模	従業員 人 資本金 円
受講者	氏 名	
	生 年 月 日	
転入年月日		年 月 日
勤務開始年月日		年 月 日
受講する職業訓練の概要	職業訓練機関	所在地 名 称
	訓練テーマ	
	訓練機関	年 月 日～ 年 月 日
	授業料	円

添付書類

- 1)別紙 7 の 2 (本紙)※職業訓練受講人数分を作成
- 2)訓練の終了を証する書類の写し(職業訓練機関が発行したもの)
- 3)職業訓練授業料の支払が確認できるものの写し

販路拡大支援事業 実績報告書

展示会等の名称	
実施時期	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
事業実績	実施体制や具体的な内容（売上実績及び集客実績含む）
補助対象経費実績額	①出展料 _____ 円 ②出展時用品レンタル料 _____ 円 ③展示装飾費 _____ 円 ④会場借上料 _____ 円 ⑤車両借上料（レンタカーに限る。） _____ 円 ※①及び②は海外出展の場合記入 ⑥運送料 _____ 円 ⑦広告宣伝費 _____ 円 ⑧渡航費 _____ 円 ⑨通訳雇用費 _____ 円 補助対象経費合計 _____ 円

添付書類

- 1) 別紙 8（本紙）
- 2) 記録写真
- 3) 補助対象経費の支払が確認できるものの写し（領収書等）

別紙9

人材確保支援事業 実績報告書

事業の名称	
実施時期	年 月 日～ 年 月 日
事業実績	実施内容、成果など
実施事業に関わった 企業・機関名	合同就職説明会の主催者、企業PR動画作成委託先、採用コンサルティング会社、就職ポータルサイト運営会社など
補助対象経費実績額	①合同就職説明会への出展料、出展時用品 レンタル料 _____ 円 ②企業PR動画の作成委託料 _____ 円 ③採用コンサルティング委託料 _____ 円 ④就職ポータルサイト利用料 _____ 円 補助対象経費合計 _____ 円

添付書類

- 1)別紙9(本紙)
- 2)事業の実施内容を確認できるもの(記録写真、作成した企業PR動画の掲載ページ等)
- 3)補助対象経費の支払が確認できるものの写し(領収書等)

地場産品開発販売支援事業 実績報告書

事業の成果 (具体的な内容、特徴、ターゲット、方法、目標など)	
実施時期	年 月 日～ 年 月 日
補助対象経費額	<p>【開発】</p> <p>①消耗品・材料費 _____ 円</p> <p>②設備導入費(製造設備機械・加工機械・冷凍設備等) _____ 円</p> <p>③委託費(コンサルタント会社等への委託費用) _____ 円</p> <p>④その他 _____ 円</p> <p>小計 _____ 円</p> <p>【発信力強化】</p> <p>①商品画像データ等作成費 _____ 円</p> <p>②チラシ作成等に係る経費 _____ 円</p> <p>③ECサイト等掲載に係る経費 _____ 円</p> <p>小計 _____ 円</p> <p>【補助対象経費合計】 _____ 円</p>
補助金請求額 ※1,000円未満切捨て	<p>対象経費 _____ 円 $\times 3/4 =$ _____ 円 (上限30万円)</p> <p>※本事業による補助金の交付を受けたことがある場合</p> <p>対象経費 _____ 円 $\times 1/2 =$ _____ 円 (上限15万円)</p>

添付書類

- 1)別紙8 (本紙)
- 2)成果物が確認できるもの(商品画像・チラシ・ECサイト画面等)
- 3)補助対象経費の支払が確認できるものの写し(領収書等)

別紙 12

人材受入施設整備支援事業 実績報告書

建築物の所在地	
工事期間 (または取得日)	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日)
取得日	年 月 日
事業概要	
事業の成果	
見込まれる 入居者数	人
補助金請求額	対象経費 _____ 円 $\times 1/2 =$ 補助金請求額 _____ 円 (1,000円未満切り捨て) ※上限 200万円

添付書類

- 1) 別紙 12 (本紙)
- 2) 請求書及び領収書
- 3) 取得した物件の写真等 (外観および内観)

様式第 8 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金確通知をした事業について、十日町市地域産業総合振興支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり返還されたく通知します。

区 分	内 容
1 返還理由	
2 返還補助金額	
3 加算金	
4 合 計	
5 返還期限	年 月 日

様式第1号（第5条関係）

（令3告示60・令4告示54・令5告示44・令7告示32・令7告示120・令7告示179・令8告示49・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（令3告示60・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（令3告示60・令4告示54・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（令3告示60・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（令3告示60・令4告示54・一部改正）

様式第6号（第8条関係）

（令3告示60・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

（令3告示60・令4告示54・令5告示44・令7告示32・令7告示120・令7告示179・令8告示49・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（令3告示60・一部改正）